

議長は本会議を主宰するほか、議会を代表して、国や都などとの協議もします。また、区議会事務局の職員を任免し、議会運営事務を統括します。

副議長は、議長が欠けたときや出張・病気などで休んだときに、議長を代行します。

平成14年 第2回定例会

「杉並区特別区税条例の一部を改正する条例」 「杉並区営住宅条例の一部を改正する条例」 などを可決

正副議長を選出

14年第二回定例会は6月18日開会し、一日間の会期を終え6月28日閉会しました。その模様をお知らせします。

第二回定例会は、初日に五つの特別委員会の活動報告を行い、その後、18日、19日、20日の三日間で一三名の議員が区政一般について質問を行いました。

20日には、議案を上げ、理事者の説明を受けた後に、人権擁護委員の人事案件については付託を省略し、直ちに採決を行いました。その他の案件については、関連する常任委員会に付託（報告案件は付託省略）しました。また、専決処分報告については、表決の結果、報告を承認しました。

21日からは、各常任・特別委員会を開き、条例案件、補正予算等、さらに陳情の審査を行いました。

最終日の28日は、各委員会に付託した議案の審査経過の報告後、全議案を原案どおり可決、続いて、意見書も原案どおり可決しました。

続いて、議長、副議長の辞職に伴う選挙を行い、新しい正副議長を選出しました。また、追加議案の人事案件も原案どおり可決しました。



おはやし やってみよう（成田児童館にて）



就任にあたって



杉並区議会議長
梅田ひさえ



杉並区議会副議長
青木 實

私どもは、先の6月区議定例会において、議員多数の推挙を受け議長、副議長に就任いたしました。折りしも、今年には区制施行70周年の節目の年にあたり、10月には、「記念事業」、「全国男女共同参画宣言都市サミットinすぎなみ」が開催されます。こうしたイベントをきっかけにさらなる区政の発展を願うものであります。

杉並区では現在、区民暮らしを支える基本的な仕組みづくりということで、区民の区政への参加と協働を推進するため、「自治基本条例」、「まちづくり条例」の制定に向けて検討が進められています。また、今年には、杉並区二十一世紀ビジョン」を具体化し実現するための実施計画と、それを支えるスマートすぎなみ計画の見直し改定が予定されています。

さらに、マイバッグ持参運動の推進等の環境対策、教育改革アクションプランの推進等々、区政の具体的な課題は山積しています。区議会といたしましてもこうした課題に積極的に対応し、快適で豊かな区民生活の実現に向けて議会活動を展開して参りたいと考えています。区民の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

5月	
15日	総務財政委員会 / 17日 議会運営委員会 / 20日 地方自治・分権等調査特別委員会 / 21日 区民生活委員会 / 22日 清掃・リサイクル対策特別委員会 / 23日 都市環境委員会 / 24日 保健福祉委員会（特別養護老人ホーム・第三南陽園を視察） / 27日 災害対策特別委員会（東京河川改修促進連盟第40回総会及び促進大会に出席）
6月	
4日	区民生活委員会 / 6日 議会運営委員会 / 11日 議会運営委員会 / 18日 議会運営委員会 / 19日 議会 / 20日 本会議 / 21日 本会議
7月	
15日	区民生活委員会、都市環境委員会 / 23日 保健福祉委員会 / 25日 総務財政委員会 / 26日 文教委員会 / 29日 用途地域対策特別委員会
15日	区民生活委員会、都市環境委員会 / 24日 保健福祉委員会、文教委員会 / 25日 総務財政委員会 / 26日 地方自治・分権等調査特別委員会、道路交通対策特別委員会、清掃・リサイクル対策特別委員会 / 27日 住宅・土地問題対策特別委員会、災害対策特別委員会 / 28日 議会運営委員会 / 本会議、各常任・特別・議会運営委員会（正・副議長互選）、常任等委員長会

一般質問

区政一般について13名の議員が質問しました。その一部要旨をお知らせします。



ボルダリングタイム（ゆう杉並の中・高校生対象の講座）

二次医療と救命救急医療に 対応する病院の誘致を

問 二次医療と救命救急医療に対応する公立病院等の誘致への、区長の所見と決意を。
答 誘致を都へ働きかける。清潔で美しい杉並区をみんなで作る条例の施行後四年でどの程度美しくなったか。
答 ごみの散乱状況調査では悪化していないが、きれいな状況ではない。引き続き努力が必要だ。環境美化へ区民や事業者の意識は着実に高まった。
問 生活の安全と環境の美化を目指す総合的な条例を。
答 直接的な犯罪事件は、警察が第一義的な責務を負うが、安全の確保と環境美化の両側面を考えた条例が必要だ。

区長は区民と職員を戦争に 動員する有事立法に反対すべき

問 憲法を亡きものにする有事3法案へ全国の自治体首長から反対の声が出た。区長は現憲法を守る意思があるのか。
答 99条を守る立場にある。
問 住基ネットで行政機関は個人情報を利用でき区民のプライバシー侵害の恐れがある。8月の結核はやめよ。
答 住基ネットは行政機関は個人情報を利用でき区民のプライバシー侵害の恐れがある。8月の結核はやめよ。

自治基本条例を制定し、 「参画と協働」の推進を

問 自治基本条例は基本条例であるので、重要な計画策定、行政評価、住民投票、パブリックコメント、権利救済制度など区民参画の具体的手続きについては、個別条例を制定することを提案したいが。
答 それぞれ性格が異なるので、別に条例で定めるか、規則又は要綱で定めるのか、整理が必要。
問 NPO等への事業委託は様々な問題を含んでいる。NPOと一緒に検証し、事業の企画から事後評価に至る過程での協働の道筋（システム）をつくる必要がある。契約、や能力開発に取り組む。
答 必ずしもモデル事業というわけではないが、事例の全庁拡大、共有化が必要。協働推進へ向けて職員の意識改革や能力開発に取り組む。

高齢者施策の各事業、各制度 の改善、拡大を

問 低所得者へ区独自の介護保険料減免制度の創設を求めたい。
答 介護保険料減免制度の創設を求めたい。

るが。区独自の利用者負担助成制度は償還払いでない方式とし対象者の拡大を。激増の特養ホーム待機者の解消へは、事業計画改定で対策の検討を。
答 減免制度は考えてない。償還払いが合理的であり他方式は困難だ。対象者拡大は考えてない。申込者は実態把握を進め対策を検討中である。
問 一人暮らし高齢者が安心して暮らせる地域のネットワークづくり、電話訪問事業の復活、家庭訪問事業の拡大を。
答 個別の事業の見直しをいくつか各事業を充実する。
問 廃止の老人福祉手当を継続か、新たな現金給付事業を。
答 制度の継続や区独自の現金給付事業の考えはない。
問 区立障害者施設の民間移管の計画は白紙に戻し見直しを図るべきだが、見解を伺う。
答 障害者施設再構築の一環で段階的・計画的に移管する。
問 保育園の待機児童解消は公設公営保育園増設を基本にし、未利用公共施設を実績ある社会福祉法人に開放し運営を依頼するなど考えるべき。
答 公設公営保育園の増設は困難。既存施設の活用は重要。

がん検診は無料で！ 猛暑教室にクーラー設置を

問 医療保険赤字の原因は国庫負担を減らしたことにある。区は医療改善法案の強行をやめるよう国に要求すべきだが。
答 医療保険一元化の方針が出た。改革の中止は求めない。
問 がん検診の自己負担導入は受診抑制につながる。無料でも多くの人が受けられるようにすべき。
答 区民に有料化の趣旨をご理解いただくよう努める。
問 高井戸第二小学校でおきたプール死亡事故についてその後の安全対策はどうか。全教室に扇風機がついたが、30度以上の教室はクーラーを計画しているか。
答 9月と本年3月要望した。引き続き協議し実現に努力する。

米軍の戦争に参戦する 有事法案の廃案を求めよ。

問 有事法制は、米軍の海外での戦争に、自衛隊が武力の行使で参戦する仕組みと国民を懲罰で強制動員する戦時体制だ。共産党は、廃案を求めたが、区長は憲法と有事法案は両立すると思うか。
答 有事関連の法整備は憲法に抵触しない。
問 「非核三原則」見直しの政府首脳発言に対して将来も守るべきか。
答 見直しは必要だ。区の対策は、

容器包装リサイクル法の見直しを 求める意見書

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
内容 容器包装リサイクル法は、平成十二年四月より、紙及びペットボトル以外のプラスチック製容器包装にまで対象を拡大し、一定の効果をおいている。
しかし、事業者には再商品化の義務付けがなく、リユースの拡大やリサイクルの容易な素材を積極的に使用するなど、容器包装廃棄物の発生抑制に取り組んでいない。さらに、識別表示についても充分にはなされていない。一方、収集、運搬から中間処理、保管までの役割が義務付けられている地方自治体にとっては、深刻な財政難の折、これらの経費は大きな負担となっている。
平成十二年六月には、資源循環型社会への構築を目指す「循環型社会形成推進基本法」が制定され、製品廃棄後も適正なリサイクルについて事業者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」が明確に規定された。
資源循環型社会への転換を一層推し進めていくためにも、事業者が自らの責任で容器包装廃棄物の削減及びリサイクルに取り組みない限り、容器包装廃棄物の発生抑制にはつながらない。
よって、杉並区議会は政府に対し、ごみの減量化と発生抑制及びリサイクルの促進のため、「拡大生産者責任」の義務化を盛り込んだ容器包装リサイクル法に改正するよう強く求めるものである。

請願・陳情

6月28日の本会議で、審査を終えた陳情を次のとおり決定しました。

〈採択されたもの〉

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書を国に提出することを求めることに関する陳情（13陳情第23号）

〈趣旨採択されたもの〉

杉並区の公園の利用に関する陳情（13陳情第41号）
プール改修及び水泳指導に関する陳情（14陳情第1号）

意見書

第二回定例会で次の意見書を議決し、地方自治法第九九条の規定に基づき、関係機関に提出しました。

容器包装リサイクル法の見直しを 求める意見書

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
内容 容器包装リサイクル法は、平成十二年四月より、紙及びペットボトル以外のプラスチック製容器包装にまで対象を拡大し、一定の効果をおいている。
しかし、事業者には再商品化の義務付けがなく、リユースの拡大やリサイクルの容易な素材を積極的に使用するなど、容器包装廃棄物の発生抑制に取り組んでいない。さらに、識別表示についても充分にはなされていない。一方、収集、運搬から中間処理、保管までの役割が義務付けられている地方自治体にとっては、深刻な財政難の折、これらの経費は大きな負担となっている。
平成十二年六月には、資源循環型社会への構築を目指す「循環型社会形成推進基本法」が制定され、製品廃棄後も適正なリサイクルについて事業者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」が明確に規定された。
資源循環型社会への転換を一層推し進めていくためにも、事業者が自らの責任で容器包装廃棄物の削減及びリサイクルに取り組みない限り、容器包装廃棄物の発生抑制にはつながらない。
よって、杉並区議会は政府に対し、ごみの減量化と発生抑制及びリサイクルの促進のため、「拡大生産者責任」の義務化を盛り込んだ容器包装リサイクル法に改正するよう強く求めるものである。



答 拡大生産者責任の考えで発生抑制の方策を図る。

問 ごみの深夜収集作業では作業者の負担が大きい。早朝収集などにすれば負担の軽減、経費削減に思うが。

答 引き続き努力したい。

手本となる病院を参考に、リハビリ等のサービス向上を

問 八鹿病院や国立中部病院のリハビリを取り入れ、サービスの向上を図るべき。

答 参考にして、機能回復訓練事業等の充実に取り組む。

問 介護報酬を上げ、ホームヘルパーの待遇を改善すべき。

答 社会保障審議会介護給付費分科会の審議を見守りたい。

問 国保保険料は所得が七、八〇万円以上上限の四万四一六〇円に達するが高すぎないか。二十三区でなぜ横並びか。

答 負担が多い中間所得層に配慮するため、段階的に、負担割合を見直している。また、医療制度の抜本改革後に、統一

問 「めざせ五つ星の区役所」運動で評価の結果の発表等はあるのか。

答 順次公表する。

問 インターネットの活用は、高速大容量通信回線が自由に使える環境が前提だ。見解を。

答 最先端のインフラの進捗状況を見つつ、回線能力を生かしデジタル高画質の映像等、魅力ある情報の提供に努める。

問 J-COMに一層の企業努力を望むが、価格面で努力が感じられない。要請等を。

答 インターネット通信の高速大容量化等価格に見合ったサービスの展開を要請したい。

職員の区民サービスのレベルを具体的に発表すべき!

問 マイバッグ持参運動で事業者と区民へのPRと要請内容を伺う。

答 駅頭でのチラシ配布など積極的PR活動を行った。事業者各団体へ協力要請を行った。運動に広がりが出てきた。

問 改正住民基本台帳法の8月実施は、見送るべきだが、住基・個人情報保護条例の第6条の措置は今後行いつのか。

答 個人情報保護法案が未成立のまま住基ネットを施行すれば第6条の区民の基本的な権利侵害のおそれが認められると判断する余地は十分にある。適時、的確に判断したい。

電磁波99%カットの電気毛布カーペットを

問 電磁波について世界保健機構は50〜60ヘルツの極低周

波は「発がん可能性あり」とランク付け「予防的な対策」として 住民に十分な情報の提供 被曝を減らす安全で低コストの対策 健康リスクの研究の推進を勧告している。

問 小中学生、区民全般に電磁波についてきちんとした情報提供が必要と考えるがどうか。

答 現在の一般的な使用状況では危険性はないと言われているが、電磁波の発生源に密着した場合の影響など、不明の部分も多い。子ども達も含めて、注意の喚起が必要だ。

問 新聞報道で学校のパソコン

障害者施策の再構築と保育所の第三者評価の確立について

問 ひまわり作業所の民間委託は、保護者と協議の場を定期的に持つことを要望するが。

答 適時お聴きして進める。

問 障害者福祉における課題や問題点と再構築の考えを伺う。また、区内設置の入所更生施設の性格と、付加する機能やサービスも伺う。

答 生涯を住み慣れた地域で自立した生活を支援する施策の体系化が必要。また、民間委託や経済給付的施策の見直しを図る。入所更生施設は、生涯の生活の場とし、地域生活の準備の場や地域生活支援の拠点の役割も期待したい。

問 子どもの人権を守る観点から児童虐待即ち子どもの状況の改善には行政、警察や医療機関など横断的ネットワーク化や相談システムの充実を。

答 関係機関の連絡会議等相互の協力対策を講じたい。

問 子ども読書の日の週に読書週間や子ども読書フォーラムを。ゆとり教育の一環に学校で十分読書活動の推進を。

子どもの人権を守る環境の整備を

問 提案については、今後検討したい。10分間読書活動は小学校33校、中学校10校で実施中。内容の充実、実施頻度が高まるよう全校に啓発したい。

答 身分証明書の代用として区民証の発行を。

問 10月発行へ向け準備中。10月開催の男女共同参画都市サミットでは、区の色をどのように出すのか。

ン教育での児童生徒の肩こり等が指摘されている。電磁波の影響とも考えられる。調査し対応を図るべきではないか。

答 実態について把握し、教室内の電磁波は調査したい。

問 家庭電化製品やコンピュータ、携帯電話などについても電磁波のリスクを公にして軽減する方法も考えるべき。青少年、児童の携帯電話の利用を最小限にするよう指導を。

答 健康への影響は、議論がある。国の検討機関で検討すべきだ。当面、こうした審議会等の動向を見守りたい。

杉並公会堂をめぐる区の行為は入札改革に反する

問 談合を防止するべく区は入札改革を行ったはずだが、区はさっそく公約を破っている。入札改革では、現場説明会の廃止など区主導で業者を一同に集めることをやめたはずだ。だが、杉並公会堂の入札手続ではこれが守られていない。これは、区が談合の機会をわざわざ提供しているようなものではないか。この他にも杉並公会堂の改築等事業については不信な点が多すぎる。事業はいったん中止し、一度仕切り直すべきだ。

答 公会堂の建設はPFIで行う。入札は総合評価一般競

別給付の早期実施を求める。

答 国の動向を見守り、他の自治体のポイント方式も研究している。特別給付は、一般施策としての実施の検討と合わせ総合的に検討したい。

問 これまでは区の用地買収の際、議会に不動産鑑定評価書は公開されてこなかった。しかし、高値買収の疑いがある用地買収もあり、今後議会側には、議案と同時に不動産鑑定評価書を提出し、審議に供するべきである。

答 今後は参考資料として、配付する。

自治基本条例策定は住民参画で、住民監査制度は改善を

問 「自治基本条例」の策定は住民参画を一層すすめるため、区民フォーラム開催回数を増やし運営方法の改善を。電子掲示板の内容、参加人数等は。

答 「中間のまとめ」について区民意見を求めている。電子掲示板については、「中間のまとめ」を掲載し意見を頂き、500件のアクセスがあり活発な議論の場として期待する。フォーラムは3回予定する。

問 住民監査請求制度をひろめるため、PR等の改善策について見解を。

答 請求件数は11年度5件、12年度2件、13年度4件、14

争入札で行うが、通常の条件付一般競争入札とは異なり、価格その他の条件がもっとも有利なものとの契約をすることになる。当然その条件等については公開される。

問 これまでは区の用地買収の際、議会に不動産鑑定評価書は公開されてこなかった。しかし、高値買収の疑いがある用地買収もあり、今後議会側には、議案と同時に不動産鑑定評価書を提出し、審議に供するべきである。

答 今後は参考資料として、配付する。

問 「自治基本条例」の策定は住民参画を一層すすめるため、区民フォーラム開催回数を増やし運営方法の改善を。電子掲示板の内容、参加人数等は。

答 「中間のまとめ」について区民意見を求めている。電子掲示板については、「中間のまとめ」を掲載し意見を頂き、500件のアクセスがあり活発な議論の場として期待する。フォーラムは3回予定する。

問 住民監査請求制度をひろめるため、PR等の改善策について見解を。

答 請求件数は11年度5件、12年度2件、13年度4件、14



正副議長を選挙

定例会最終日の6月28日に、正副議長から辞職願が提出されたため、辞職を許可し、選挙を行いました。

投票の結果、第62代議長に梅田ひさえ議員(杉目)、第63代副議長に青木実議員(公明)を選出しました。

未臨界核実験に抗議し、要請書を提出

杉並区議会は、6月8日にアメリカ合衆国が実施した、未臨界核実験の強行に抗議し、計画の即時撤回を求める要請書を6月10日付で、大使館を通じてアメリカ合衆国大統領へ提出しました。

情報公開推進委員会の構成をお知らせします。(平成14年6月28日現在)

会長	青木 實	委員	横倉たかお
職務代理	今井 讓		武田 周吾
委員	山川 義三		くれまつ 幸代
	鈴木 信男		大室 義郎

ご利用ください

声・点字の区議会だより

区内にお住まいの視覚障害者一、二級の方とその他が特に希望される方に、本紙を録音した「声の区議会だより」又は「点字の区議会だより」のどちらかを、発行のつど郵送でお送りしています。「声の区議会だより」については、一回ごとに聴き終わったテープを返送していただく方式です。

(無料)をとっています。利用ご希望の方は区議会事務局までお申し込みください。また、各地域区民センター、図書館(声の区議会だよりは中央図書館のみ)、福祉事務所などにもあります。

区議会を傍聴しましょう

区議会の本会議や委員会は、定員の範囲以内でどなたでも傍聴できます。また、車いすでの傍聴や手話通訳による傍聴もできます。傍聴をご希望される方は、希望日当日、区役所中棟3階の区議会事務局までお申し込みください。(手話通訳ご希望の方は、希望日の四日前までにお申し込みください。)

第三回定例会は、9月17日(火)開会予定です。(日程等のお問い合わせは、9月10日以降に区議会事務局へ。)

会議録の発行について 本紙掲載の質問と答弁は、一部を抜粋したものです。詳しい内容をお知りになりたい方は、お近くの区立図書館、区政資料室で会議録をご覧ください。(8月中旬発行予定。)

審議した議案



第2回定例会では、次の議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の課税の特例の規定は、14年7月1日施行。その他の規定については、15年1月1日施行。

区営住宅条例の一部改正
宮前四丁目アパート（宮前4-13-1〜5まで）が、都から移管されることに伴い、区営住宅として設置する等のため改正。
（14年8月1日施行）

区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正
地方自治法の一部改正により政務調査費を交付することに関する条文が移動したことに伴い、所要の規定整備を図るため改正。
（14年6月21日施行）

特別区税条例の一部改正
地方税法の一部改正に伴い、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を創設する等の改正。
（土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関する規定及び

予算
14年度一般会計補正予算（第一号）

人権擁護委員候補者の推薦
任期満了に伴い、次の方を委員として推薦することに同意。
森村智恵子（もりむらちえこ）氏（宮前3-5-22）
教育委員会委員の任命の同意
安本ゆみ氏を任命（再任）することに同意。
監査委員（議員）の選任の同意
木梨もりよし議員、上野章子議員を選任することに同意。
農業委員会委員（選任による）候補者の推薦
曾山繁議員を推薦。

その他

負担付き譲与の受領について
宮前四丁目アパートの土地、建物、工作物を、二十年間区営住宅として使用する。用途変更または廃止する場合は都の承認を受ける、を条件に都から受領。

区議会会議規則の一部改正
議員の派遣に関する規定が新設されたことに伴い、所要の規定整備を図るため改正。
（14年6月20日施行）

財団の経営状況の報告
1 土地開発公社
13年度は、一七三七・五二㎡の土地を取得し、一九五四・九〇㎡を処分。13年度末の保有地は、一〇五八・八三㎡。14年度は、一九六七㎡の土地取得を計画。

2 勤労者福祉協会
13年度は、一般勤労者を対象に調査研究、情報提供、各種セミナー事業等を実施。また、会員を対象に会報、利用ガイドの発行などの情報提供事業、給付金の支給、バスツアー等を実施。14年度は財団設立十周年の記念事業のほか、おおむね前年度と同様の事業を計画。

3 さんあい公社
13年度は、要介護者に対する在宅福祉サービス、地域住民参加によるホームヘルプサービスの家事援助サービス、食事サービス等を実施。14年度の事業計画もおおむね前年度と同様だが、特に介護保険サービス事業については、ケアプランの作成を年間延一五〇件、訪問介護サービスを年間延四万八〇〇〇時間、要介護認定申請者に対する訪問調査実施を年間延四二〇件予定。
4 スポーツ振興財団
スポーツ教室をはじめ、イベントの実施、広報誌の発

行、17体育施設の管理運営等を実施。14年度の事業計画もおおむね前年度と同様だが、新たに高齢者スポーツモデル事業、楽しくスポーツ健康塾や「ゴルフ体験講習会」の実施を予定。
5 障害者雇用支援事業団
就労機会の開拓・提供、公園の清掃・喫茶コーナー運営等の職業準備訓練、就職後の雇用主、家庭等と連携した定着指導、和田障害者交流館の管理運営等を実施。14年度もおおむね前年度と同様の事業を計画。

専決処分の報告及び承認
地方税法の一部改正に伴い、特別区民税の均等割及び所得割の非課税限度額の引き上げについて、14年4月1日に施行した特別区税条例の一部改正の報告を受け承認。
13年8月15日に転入届を提出した宗教団体アレフ信者に関する転入届不受理処分取消請求事件の判決を不服として、控訴を提起した旨の報告を受け承認。
14年1月29日及び2月19日に転入届を提出した宗教団体アレフ信者に関する転入届不受理処分取消請求事件の判決を不服として、控訴を提起した旨の報告を受け承認。
職員が公務中の交通事故に関する損害の賠償について報告を受け承認。賠償金額一三四万三〇〇八円。
区が指定金融機関として指定していた「株式会社富士銀行」を含む三行の分割・合併に伴い、指定金融機関業務が承継される「株式会社みずほ銀行」を改めて指定金融機関として指定した旨の報告を受け承認。

17 体育施設の管理運営等
14年度の事業計画も
おおむね前年度と同様だが、
新たに高齢者スポーツモデル
事業、楽しくスポーツ健康塾
や「ゴルフ体験講習会」の実
施を予定。
就労機会の開拓・提供、公
園の清掃・喫茶コーナー運営
等の職業準備訓練、就職後の
雇用主、家庭等と連携した定
着指導、和田障害者交流館の
管理運営等を実施。14年度も
おおむね前年度と同様の事業
を計画。

意見のわかれた議案等（○=賛成、×=反対） は6月20日議決、以外は6月28日議決	杉自	公明	民主	共産	杉フ	自民	生ネ	革新	杉ブ	無	維新	社民	私杉	東自	結果
特別区税条例の一部改正				×				×							可決
14年度一般会計補正予算（第一号）				×				×	×		×	×			可決
監査委員（議員=木梨もりよし）の選任の同意				×				×	×				×		同意
監査委員（議員=上野章子）の選任の同意				×				×	×				×		同意
地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した各転入届不受理処分取消請求事件に対する上告受理の申立ての報告及び承認（ ）								×				×	×		報告承認
地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した杉並区の指定金融機関の指定の報告及び承認（ ）											×				報告承認
地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した転入届不受理処分取消請求事件に対する控訴の提起の報告及び承認（ ）								×				×	×		報告承認

《会派名・構成人数》 杉自/杉並自民議員連盟（12人） 公明/杉並区議会公明党（8人） 民主/民主党・区民連合（7人） 共産/日本共産党杉並区議団（7人） 杉フ/杉並フロンティア（4人） 自民/自由民主党杉並区議団（3人） 生ネ/杉並・生活者ネットワーク区議団（3人） 革新/都政を革新する会（1人） 杉ブ/杉並市民プロジェクト（1人） 無/無所属（1人） 維新/平成維新（1人） 社民/社会民主党（1人） 私杉/私たちの杉並をつくる会（1人） 東自/東京自由民主党（1人）

新しい委員会構成決まる

6月28日の本会議で、議長が常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の委員を指名し、各委員会 で正・副委員長を互選しました。新しい委員会構成等は下表のとおりです。

委員会名（定数）	委員名 ○=委員長 ○=副委員長	所管事項
総務財政委員会（11人）	本橋 昭治 川上ひろまさ 樋口 蓉子 青木 さちえ 富本 卓 大泉 時男 藤原 淳一 佐々木 浩 門脇 文良 西村 文孝 吉田 武	政策経営部、収入役室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
区民生活委員会（10人）	藤原 一男 関 昌央 富沢 よし子 堀部 やすし 梅田 ひさえ 押村 貞子 伊田としゆき 真々田 邦義 山川 義三	区民生活部及び農業委員会に関する事項
保健福祉委員会（10人）	横山 えみ 小倉 順子 くすやま美紀 河津 利恵子 小野 清人 とかしきなおみ 田代 さとし 青木 貴 河野 庄次郎 望月 莊平	保健福祉部に関する事項
都市環境委員会（10人）	横倉 たかお くれまつ幸代 新城 せつこ 小川 宗次郎 太田 哲二 上野 章子 斉藤 常男 山崎 一彦 宮原 良人 曾山	都市整備部及び環境清掃部に関する事項
文教委員会（11人） 1人欠員	ちば なおこ 武田 周吾 星野 ゆき路 原口 昭人 鈴木 信男 渡辺 重明 藤本 卓三 木梨もりよし 小泉 やすお 今井 讓	教育委員会に関する事項
議会運営委員会（13人）	今井 讓 山川 義三 くれまつ幸代 富本 卓 大泉 時男 藤原 淳一 鈴木 信男 武田 周吾 木梨もりよし 横倉 たかお 西村 文孝 大室 義郎 本橋 昭治	議会の運営に関する事項
委員会名（定数）	委員名 ○=委員長 ○=副委員長	議決により付議された事件
地方自治・分権等調査特別委員会（11人） 1人欠員	門脇 文良 望月 莊平 星野 ゆき路 小倉 順子 太田 哲二 横山 えみ 富本 卓 大泉 時男 藤原 一男 川上ひろまさ	地方分権の推進及び自治権・財政自主権の拡充などの地方自治制度に関する調査・研究
道路交通対策特別委員会（11人）	くすやま美紀 宮原 良人 河津 利恵子 小野 清人 堀部 やすし 梅田 ひさえ 藤原 淳一 上野 章子 押村 貞子 斉藤 常男 大室 義郎	自転車、外環道路、南北交通及び新交通システムに関する調査・研究
用途地域対策特別委員会（10人）	佐々木 浩 樋口 蓉子 山崎 一彦 木梨もりよし 横倉 たかお 西村 文孝 山川 義三 本橋 昭治 曾山	用途地域の見直しに関する調査・研究
災害対策特別委員会（10人）	伊田としゆき 藤本 卓三 新城 せつこ 富沢 よし子 小川 宗次郎 青木 實 真々田 邦義 武田 周吾 吉田 武 小泉 やすお	災害対策に関する調査・研究
清掃・リサイクル対策特別委員会（10人）	原口 昭人 青木 さちえ くれまつ幸代 ちば なおこ とかしきなおみ 関 昌央 鈴木 信男 田代 さとし 渡辺 重明 河野 庄次郎	清掃事業及びリサイクルに関する調査・研究

7月12日付で、次の要望書を提出しました。

住民基本台帳ネットワークシステムの施行延期を求める要望書

住民基本台帳ネットワークシステムは、平成11年の住民基本台帳法の一部改正により、本年8月5日から施行されることになっている。また、その施行に当たっては、「個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」との附則が加えられ、政府はその趣旨に沿ってこれまで個人情報保護法の成立を目指してきた。

一方、当区議会では、昨年9月21日に杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例を議決し、区民の権利保護のための区政の基盤を整備してきたところである。

しかし、住民基本台帳ネットワークシステム施行の前提である個人情報保護法案は、残念ながらいまだ成立していない。

よって、杉並区議会は、個人情報保護法が成立するまで、住民基本台帳ネットワークシステムの施行を延期されるよう強く要望するものである。

内閣総理大臣
総務大臣 あて

平成14年7月12日
杉並区議会
議長 梅田 ひさえ